知的財産権って何？

はじめに

たとえば土地や建物などの不動産は、登記することによってその所有者が明らかである。不動産以外のもの、たとえば車や預貯金などを動産というが、これらも誰のものであるかが明白だ。このことを換言すれば、いわゆる「財産」には経済的価値があり、誰のものとするか「所有権（財産権）」を認めている、ということである。

では、技術やアイディアなど一定の「情報」についてはどうだろうか？　人間の知的創造活動による概念や知識であり、一定の経済的価値が認められるものについては、その創作者に対して一定期間独占的な権利保護が与えられ、これを「知的財産権」という。

知的財産権について調べてみた。

[目次]

産業財産権

「産業財産権」は、産業上の知的活動を通じて生まれた発明やアイディアなどについて、独占権を与えるものである。これにより模倣を防ぎ、開発を奨励し、商取引の信用性を維持し、産業発展することを目指しており、次のものがある。

特許権

自然法則を利用した、新しくかつ高度な発明に対して、出願から20年間の独占権が与えられる。

実用新案権

物品の形状、構造、組合せによるアイディア・工夫に対して、出願から6年間の独占権が与えられる。

意匠権

美的独自性のある物品の形状、模様、色彩に関するデザインに対して、登録から15年間これを保護する権利が与えられる。

商標権

商品やサービスに使用するマーク（文字、図形、記号、立体的形状）や商品名を登録から10年間保護される。なお、これは延長が可能である。

著作権

これは、創作的表現がなされたものを保護するもので、著作者は著作物を独占的に利用して利益を得る権利が与えれる。

著作権の対象は、絵画・彫刻などの美術作品、小説・戯曲などの文芸作品、楽曲など音楽作品、研究所など学術に属する作品が典型例であるが、他に写真、映画、テレビゲームなど、新しい技術による著作物も、保護対象として追加されている。コンピュータの普及に伴い、プログラムやデータもその対象となってる。

著作者財産権

著作物の財産的な利益を、著作者の死後50年間保護するもので、その一部または全部は譲渡・相続できる。複製権・上演権・上映権・頒布権・譲渡権・貸与権・翻訳権・二次的著作物の利用権などの権利がある。

著作者人格権

著作者だけが持っている人格的権利で、譲渡・相続はできない。著作者の死亡によって消滅するが、死後も一定範囲で守られる。公表権・氏名表示権・同一性保持権がある。

ＩＴと著作権

コンピュータで作成したデータや文書などは、簡単な操作で複製ができるため、著作権法に違反する行為が行われやすく、そのことに気づかないまま著作物を利用したりする場合がある。ソフトウェアやｲﾝﾀｰﾈｯﾄにおける著作権について正しい知識を持っていなければならない。

ソフトウェアのコピー

著作権法にもとづいて市販されていたり、Webサイトからダウンロードしたりするソフトウェアは、必ず「使用許可契約書（使用許可条件）」が同梱あるいは明示される。使用許可契約書には、著作者の利益を保護するため、使用者に守ってほしい内容が書かれているので、必ず目を通すべきである。

ソフトウェアのインストール

インストールは購入者本人に限られる。パソコンの台数分のソフトウェアまたはライセンスを購入することが原則だ。したがって、P2Pソフトで他のパソコンと接続してあり、インストールしたソフトがいつでも他の人に送信されるような状態にあることは、法的に問題があるといえよう。

ソフトウェアの違法コピー

個人的に楽しむことを目的に複製する場合は著作権侵害にはならないが、コピーガードを解除したり、個人的という名目でコピーして複数の人に配ったりしてはならない。インターネットで他人のプログラムを送信することも著作権侵害となる。また、安価だからといって海賊版ｿﾌﾄｳｪｱを購入するようなことも避けるべきである。

インターネットと著作権

インターネット上で、他人の著作物を無断で利用することは著作権侵害になる場合がある。無償でダウンロードできるフリーソフトであっても著作権はあるので、使用許可条件の範囲内での利用にとどめなければならない。

Webページ掲載物の利用あるいはWebページへの掲載

Webページ上の文章・写真・動画・イラストなどは、私的使用目的以外での無断利用できない。逆に他人の著作物を無断でWbeページに掲載することもしてはいけない。たとえ掲示板などへの書き込み利用であっても、自分のメモ書きということではないので、他人の著作物に関しては必ず許可が必要です。

メーリングリスト

通常の電子メールの場合は問題ないが、メーリングリストやニュースグループなど多数の人に伝達するような場合は、広く公衆を対象とすることになるので、他人の著作物を利用する場合は許可が必要となる。

配信サイトやファイル交換ソフト

音楽などの配信サイトの中には、権利者の許可をもたないサイトがあったりするので、気をつけなければならない。また、ダウンロードした音楽ソフトなどを、個人間であってもファイル交換ソフトなどを利用して送受信することも権利者の利益を害する行為となる。